

# 枚方市庁用自動車車体利用広告募集要項

令和 7 年 11 月  
枚 方 市

## 1. 募集目的

本市では「枚方市有料広告の取扱いに関する要綱」に基づき、自主財源の確保と地域経済の活性化に資することを目的に、本市所有の庁用自動車についても車体利用広告を募集するものです。

## 2. 募集台数

10 台程度。

## 3. 自動車稼働日時

土日・祝日・年末年始を除く平日（9 時～17 時 30 分）を基本とする。

## 4. 広告方法

図案等を表示したラッピング加工をしたシートを掲示する。

## 5. 掲載期間

申し込み月の翌々月の 1 日以降から。

1 年度（4 月～翌年 3 月の 12 か月間）単位とする。また、掲載期間終了までに申し出がなければ 1 年度単位で自動更新とし、更新は 2 回までとする。なお、掲載開始が年度途中となる場合については、初めての年度末をもって 1 年度とする。

## 6. 掲載場所及び規格・面積

自動車 左右の後部ドア部分。

ラッピング加工シートを貼付（車体塗装は行わない）。

シートサイズ：縦 0.4m×横 0.55m以内。

## 7. 作成基準

- （1）道路交通及び車両運行上、支障とならないこと。
- （2）著しい発光、蛍光、反射効果を有する材料等を使用しないこと。

## 8. 掲載料

自動車 1 年度（4 月～翌年 3 月の 12 か月間）48,000 円／台。

※発注者が指定する期日までに支払うこと。

※1 年度単位に満たない場合は月割りとする。

## 9. 費用負担

- ①広告の作成については、掲載申込者の責任において行い、車両への貼付け及び剥離等は申込者が行う。また、その費用のすべては掲載申込者の負担とする。

※掲載料は、広告面の使用料のみの金額で、広告制作費・掲載申込者名文字のデザイン考案料・ラッピング加工シート代は掲載申込者負担とする。

- ②ラッピング加工シートの破損等に対して、市に過失等がある場合は市の費用負担とする。

## 10. 広告掲載の優先順位

複数の申し込みがあった場合、優先順位は次のとおりとする。

| 順位 | 広告主の種類                 | 広告内容                  |
|----|------------------------|-----------------------|
| 1  | 国、地方公共団体、公社、公団又は独立行政法人 | 業務全般（利用者サービスを目的としたもの） |
| 2  | 公益法人その他公共的団体           |                       |
| 3  | 本市内に事務所又は事業所を有する法人     | 市民生活に役立つもの            |
| 4  | 本市内に事務所又は事業所を有する個人     |                       |
| 5  | 本市外に事務所又は事業所を有する法人     | 市民生活に役立つもの            |
| 6  | 本市外に事務所又は事業所を有する個人     |                       |

（上記により決定しない場合はくじ引方式とする）

## 11. 申込み方法等

### (1) 申込書等受付

随時。

午前9時00分から午後5時30分まで（土日祝除く）。

「応募申込書」「広告内容（図案）」「誓約書」に必要事項を記入し、市税にかかる「滞納無証明書」、「会社概要」を添付の上、次のいずれかの方法で申込むものとする。

《郵送の場合『簡易書留で発送』》

送付先

〒573-8666（住所不要）

枚方市役所 総務部 総務管理課 宛

《持参の場合》

枚方市役所 総務部 総務管理課 提出（別館6階）

（午前9時00分から午後5時30分まで）

## 12. その他

枚方市有料広告の取扱いに関する要綱及び、枚方市庁用自動車車体利用広告に関する基準（別紙）に準じますが、複数者からの申し込みがあった場合、「10. 広告掲載の優先順位」が同順位の時等は、募集枠を調整する場合があります。

疑義が生じた場合は別途協議します。